

## 平成 27 年度環境影響評価審査会（第 1 回）の質疑等概要

平成 28 年 2 月 1 日 / 環境立県推進課

## 【処理方式決定について】

| 番号          | 質問・意見概要   | 審査会における事業者の回答  | 事業者回答<br>に対する<br>委員の見解 |
|-------------|---|--|------------------------|
| 1<br> <br>1 | ストーカ方式を選定した理由は何か。<br>焼却灰の処理などの検討もされたか。<br>(小田委員)  | 専門家・住民代表からなる検討委員会において経済性（ライフサイクルコスト）、環境負荷（CO2 排出量）、循環型社会の形成（再生利用）の観点から検討いただき、その結果ストーカ方式が他の方式に比べ最も妥当との結論をいただき決定した。<br>また、焼却灰の処理については、当組合が所有する最終処分場の残容量が十分に確保できており、有効利用することが適当と判断したもの。 | ⇒1-2 へ                 |
| 1<br> <br>2 | 埋立て後に有害成分の流出はないか<br>(小田委員)  | 法令に規定する溶出基準への適合を確認のうえ、現在県東部既存焼却施設の焼却灰等を埋め立てている管理型処分場に埋め立てる。<br>なお、これまで当該最終処分場の放流水などの検査結果で基準を超過した例はない。  | 了解                     |
| 2           | 平成 27 年 11 月の環境影響評価書の評価結果の記述を見ると、ストーカ方式を採用したことで平成 25 年 10 月の環境影響評価書よりも環境への影響が軽減されているものと考えているが、ストーカ方式に決定したことで環境影響が下がったという理解で良いか。<br>また、ストーカ方式を選択することによる環境に対するデメリットはあまりないという理解で良いか。<br>(岡本委員) | ご指摘の通り。  | 了解                     |
| 3           | 今後、施設の受注先を決める際には、評価書に示された排ガスの諸元を下回る施設を選定の基準にするという理解で良いか。(角野委員)  | そのように考えている。<br>なお、評価書の諸元はメーカーアンケートの最大値を採用している。   | 了解                     |
| 4           | 大気質の処理方式決定前後で数値が余り変化していない。<br>運動エネルギーは吐出速度の 2 乗と絶対温度の逆数に比例すると思われ、ストーカ方式とストーカ+灰溶融方式とで倍半分違うと思うが、計算に誤りはないか。<br>(小田委員)  | 運動エネルギーの観点で計算するとその位の差になるかもしれないが、アセスで用いた計算式は、熱力学的モデルではなく、環境省のマニュアル等で示されるブルーム・パフ式等を用いており、扱うパラメータが異なっている。<br>なお、再確認したが計算に誤りはない。   | 了解                     |

## 【焼却灰の処理について】

|   |  |   |    |
|---|--|---|----|
| 5 | 焼却灰は全量埋立の計画だが、焼却により生じる酸化鉄なども埋め立てる計画か。<br>また、アルミについてはどうか。(岡本委員) | 磁選機による選別を行う計画であり、鉄についてはほとんどリサイクルに回る見込み。<br>アルミ類、重金属類等については、焼却灰に混ざった状態で埋め立てる事になるが、法令に規定する溶出基準への適合を確認のうえ埋め立てる。<br>なお、これは県東部の他施設でも同様の状況と思うが、これまで最終処分場の放流水などの検査結果で基準を超過した例はない。<br>また、平成 22 年度から 26 年度までの東部圏内既存焼却施設におけるごみ質調査結果では可燃物に混入した不燃物割合は年平均 0.89%と非常に低い値である。 | 了解 |
| 6 | 金属の回収についてはどのようにするのか。<br>(大西委員)                                 |   | 了解 |

|    |  |  |    |
|----|--|--|----|
| 7  | 焼却灰はどのように埋め立てるのか。(大西委員)  | <p>現在一般廃棄物の焼却灰を埋め立てている管理型最終処分場に埋立てを行う。</p> <p>埋立て方法は、悪臭発生、廃棄物の飛散流出等の防止の観点から即日覆土を基本とし、ごみ層3mおきに50cm覆土の併用で行う計画。</p> <p>なお、この埋立て方法は現在当該処分場で行っている埋立て方法と同様。</p>  | 了解 |
| 8  | 燃焼温度等はどうか。(小田委員)   | <p>当該事業では850℃以上としている。</p> <p>これは、法令においては800℃以上と定められ、また国の「ダイオキシン発生防止等ガイドライン」においては850℃以上と示されている事を踏まえ決定したもの。</p>  | 了解 |
| 9  | 焼却灰にダイオキシンは吸着されないのか。(小田委員)   | <p>飛灰はバグフィルターで捕集し、キレート処理などにより溶出がないよう管理する計画。</p> <p>また、ダイオキシン類は基本的に排煙上昇に伴うものが多く、焼却主灰へのダイオキシン類の吸着は想定されないと考えている。</p>  | 了解 |
| 10 | <p>焼却灰を埋め立てるときには、重金属類・ダイオキシン類が漏出しないよう固形化処理等して埋め立てる規定になっていたと思うので、その意味では焼却灰にもダイオキシン類が含まれているのではないかと思う。</p> <p>(大西委員)</p>  | <p>ご指摘の埋立処理の規定については、法令の規定によりダイオキシン類の濃度が3ngTEQ/gを超える飛灰、焼却主灰等を埋立て処理する場合、熔融固化、セメント固化、薬剤処理等による中間処理が義務づけられているもの。</p> <p>一方で平成26年度の東部圏内既存焼却施設の焼却主灰・飛灰に係るダイオキシン類毒性等量測定結果では主灰：検出下限値以下、飛灰：0.028～0.088ngTEQ/gとなっており、毒性等量のほとんどが飛灰から検出されているものの、いずれも基準値3ngTEQ/gを大きく下回っており、本計画事業でも同様となると考える。</p>   | 了解 |
| 11 | <p>変更届 P8、P9 2-2-3 対象事業の規模 1. 処理方式</p> <p>変更前は、焼却残さの処理について「焼却残渣を熔融処理しない方式の場合、埋立、セメント原料化および山元還元化などの資源化」とあり、ストーカ方式を採用した場合これらを検討する予定だったと思うが、変更後は「全量埋立てを基本とする」となっている。</p> <p>最終処分場に余裕があるかもしれないが、資源化できるならば資源化した方が良く思うが、基本的に全量埋立てとされた理由を教えてください。</p> <p>(作野委員)</p> | <p>本組合の設置する専門家と住民代表委員で構成された検討委員会において、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・循環型社会形成については、住民等の分別により既に一定の水準を確保できており、コストをかけてまで再生利用を行う必要性が低い</li> <li>・最終処分場の残余容量はストーカ方式を採用した場合でも十分に確保できる</li> </ul> <p>旨の報告を受けており、資源化に係る運搬・処理に膨大なコストがかかること、最終処分場の使用期間内(～H59.3.地元協定期間)に適正に埋立てを完了する(計画高で平地にする)必要があることなどを総合的に勘案して全量埋立てを基本とすることを決定したもの。</p> <p>なお、変更届 P187 に記載のとおり、最終処分場の情勢に応じて、焼却残さの一部を再利用することも検討する。</p> | 了解 |

### 【車両の走行等に関する事】

|    |   |  |    |
|----|---|--|----|
| 12 | <p>車両の走行等に係る大気質、騒音等の影響についての検証について、結論としては余り変わらないということか。(岡本副会長)</p> | <p>大気、振動、触れ合い活動の場については、影響がないと考えており、環境保全目標も満足している。</p> <p>騒音については、周辺環境の変化によりバック</p> | 了解 |
|----|---|--|----|

|              |  |  |         |
|--------------|--|--|---------|
|              |  | <p>グラウンド値の増加が予測されるが、その中でも当該事業が与える影響は小さい事を確認している。</p> <p>なお、関係機関との協議・調整、車両の適切な運行管理など、事業者としてできる限りの環境保全措置を講じる計画としている。</p>   |         |
| 13<br> <br>1 | <p>評価書 P7-109 表 7-1-2.14、P7-106 図 7-1-2.3 (変更届 P139)</p> <p>将来一般交通量による騒音レベル⑥はどのように算出したか。①現況騒音レベル、②現況交通量による騒音レベル(予測値)の値と併せて示してほしい。(岡本副会長)</p> | <p>将来一般交通量による騒音レベルは、以下の手順で算出。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「①現況騒音レベル」を現地調査結果(変更届反映版評価書 7-102 頁)より、67.6 デシベルに設定</li> <li>・「②現況交通条件による騒音レベル」を交通量現地調査結果(=5,492 台/24 時間)(変更届反映版評価書 7-41 頁)のうち、本事業の関連車両が走行する時間帯を考慮のうえ、騒音に係る環境基準の昼間の時間区分(6 時~22 時)の交通量である 5,298 台/16 時間にに基づき 67.6 デシベルと算定</li> <li>・「③将来一般交通量(河原インター線供用後の交通量に工業団地の交通量を加味した交通量(=10,534 台/16 時間(変更届反映版評価書 7-108 頁))による騒音レベル」を 70.5 デシベルと算定</li> <li>・「⑤河原インター線供用及び工業団地関連交通量による騒音レベルの増加分」を“③と②の差分”として 2.8 デシベルと算定</li> <li>・「⑥将来一般交通量による騒音レベル」を「①現況騒音レベル」である 67.6 デシベル及び「⑤河原インター線供用及び工業団地関連交通量による騒音レベルの増加分」である 2.8 デシベルから、それらを加算して 70.4 デシベルと算定</li> </ul> <p>なお、評価書 7-106 頁の下端に記載の予測手順については、記載の表現が時点の古いものとなっていたため、更新したものを変更届に追記・差込みする。</p> <p><b>【差込み：P135-①、P135-②】</b></p> <p>※評価書本編の修正については、今後プラントメーカー等決定後に諸元の詳細等を踏まえ「評価書最終版」を作成予定であり、これに反映する。(以下評価書本編の修正については同様とする)</p> | ⇒13-2 へ |
| 13<br> <br>2 | <p>②の 67.7dB の算出根拠を示してほしい。</p> <p>また、変更届けの差し替えにより、⑧=⑥+⑦の導出プロセスをわかりやすく示してほしい。</p> <p>また、評価書最終版を作成する旨を変更届のどこかに記載してほしい。(岡本副会長)</p>              | <p>算出は日本音響学会式を用いて、電算プログラム(ASJ RTN-Mode12013 標準計算ソフト(日本音響学会 H26.2)により行っている。</p> <p>また、⑧=⑥+⑦の導出プロセスをわかりやすく示すため、変更届を差替える。</p> <p><b>【差替え：P139】</b></p> <p>また、ご指摘を踏まえ、評価書最終版を作成する旨を変更届に記載し、差し替える</p> <p><b>【差替え：P4】</b></p>  | 了解      |

|                       |   |  |                |
|-----------------------|---|--|----------------|
| <p>14<br/> <br/>1</p> | <p>評価書 P7-140 表 7-1-3.12、P7-137 表 7-1-3.2<br/>(変更届 P161)</p> <p>将来一般交通量による振動レベル⑥はどのように算出したか。①現況騒音レベル、②現況交通量による騒音レベル(予測値)の値と併せて示してほしい。<br/>(岡本副会長)</p> | <p>将来一般交通量による振動レベルは、以下の手順で算出。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「①現況振動レベル」を現地調査結果(変更届反映版評価書 7-134 頁)より 37.4 デシベルに設定</li> <li>・「②現況交通量による振動レベル」を交通量現地調査結果(=5,492 台/24 時間)(変更届反映版評価書 7-41 頁)のうち、本事業の関連車両が走行する時間帯(7 時~19 時)の交通量である 5,298 台/16 時間)に基づき 44.0 デシベルと算定</li> <li>・「③将来一般交通量(河原インター線供用後の交通量に工業団地の交通量を加味した交通量(=9,095 台/12 時間(変更届反映版評価書 7-139 頁)))による振動レベル」を 46.6 デシベルと算定</li> <li>・「⑤河原インター線供用及び工業団地関連交通量による振動レベルの増加分」を“③と②の差分”として 2.6 デシベルと算定</li> <li>・「⑥将来一般交通量による振動レベル」を「①現況振動レベル」である 37.4 デシベル及び「⑤河原インター線供用及び工業団地関連交通量による振動レベルの増加分」である 2.6 デシベルから、それらを加算して 40.0 デシベルと算定</li> </ul> <p>また、評価書 P7-137 の下段に記載の予測手順については、記載の表現が時点の古いものとなっていたため、更新したものを変更届に追記・差込みする。</p> <p><b>【差込み：P157-①、P157-②】</b></p> | <p>⇒14-2 へ</p> |
| <p>14<br/> <br/>2</p> | <p>②の 44.0dB の算出根拠を示してほしい。<br/>④の算出根拠も示してほしい。</p> <p>また、変更届けの差し替えにより、⑧=⑥+⑦の導出プロセスをわかりやすく示してほしい。(岡本副会長)</p>  | <p>算出は建設省土木研究所提案式を用いて電算プログラム(八千代エンジニアリング(株)の作成したプログラム)により行っている。</p> <p>④は将来一般交通量(河原インター線供用後の交通量に工業団地の交通量を加味した交通量(=9,095 台/12 時間)に資材運搬車両等台数 500 台/12 時間を加味した交通量)による振動レベル」を 47.4 デシベルと算定。</p> <p>また⑧=⑥+⑦の導出プロセスをわかりやすく示すため、変更届を差し替える。</p> <p><b>【差替え：P161】</b></p>   | <p>了解</p>      |
| <p>15</p>             | <p>変更届 P139 などで車両の走行に伴う騒音の環境保全目標 70dB を 0.8dB 超過するが、これについての考え方はどうか。(小田委員)</p>   | <p>周辺環境の変化により事業者が定めた保全目標は超過する予測結果となったもの。</p> <p>本事業に係る変更前後で比べると、事業が与える環境影響は低下しており、現状を極力悪化させないという考え方で評価した。</p>  | <p>了解</p>      |
| <p>16</p>             | <p>評価書 P7-119 (変更届 P143)</p> <p>事業実施に伴う騒音の増加量が、将来一般交通量による騒音レベルより 0.8dB (1.2 倍) 高いのは、「同程度」とは言えないのではないか。</p> <p>実際の廃棄物運搬車両の走行ルートをよく考えて車</p>             | <p>ご指摘を踏まえ、当該記述を削除し、変更届けを修正・差し替える</p> <p><b>【差替え：P143,P151】</b></p> <p>また、変更届 P151 に記載の通り車両の集中を避ける追加の環境保全措置を検討している。</p>  | <p>了解</p>      |

|    |   |  |    |
|----|---|--|----|
|    | 両の集中がないよう配慮されたい。(岡本副会長)   | <p>なお、記載表現を環境保全目標を超過する事に対し、追加の環境保全措置を検討した旨が伝わりやすいよう、変更届の修正・差替え及び追記・差込みする。</p> <p>【差替え:P149, P151、差込み:P145-①, P145-②】</p> |    |
| 17 | <p>評価書 P7-56,P7-93 及び P7-62,P7-93 (変更届 P79,P89,P121)</p> <p>二酸化窒素については日平均値の 98%値、浮遊粒子状物質については 2%除外値を用いているが、これは通常の方法か。(岡本副会長)</p>  | 本事業では環境基準を環境保全目標として設定しており、国の定める環境基準と同様の基準を用いたもの。   | 了解 |
| 18 | 変更届 P85 で車種別排出係数が大きく下がっているが、間違いはないか。(梶川委員)  | 車種別排出係数は国土技術政策総合研究所の資料に基づくものであり、更新された最新の値を用いたもの。間違いはない。  | 了解 |
| 19 | <p>変更届 P68~77 で工事の実施による資材運搬車両の走行について、将来交通量が 3000 台程度増加しているにも関わらず大気質の寄与濃度があまり変化しない(又は減少している)のは車種別排出係数の値が以前の評価書より小さい値を使用していることに由来するのか。</p> <p>また、使用した車種別排出係数の妥当性についてはどう考えるか。(岡本副会長)</p> | <p>ご指摘の通り。</p> <p>なお、使用した車種別排出係数は、調査・予測を行う時点において、国の公表する最新の知見に基づくものであり、妥当と考える。</p>  | 了解 |
| 20 | 搬入車両台数の増加はごみの量が増加していると理解すれば良いか。(仲田委員)   | <p>ごみの量は微量ながら減少傾向にある。</p> <p>台数の増加は事業系ごみの個別委託や自らの持込みなどが増加しているのが要因と考えられる。</p>   | 了解 |

#### 【土地利用計画について】

|    |   |   |    |
|----|---|---|----|
| 21 | <p>変更届 P16,17 の変更前後の地図を見ると道路・駐車場等の面積が大幅に増加しているように思うが。(清水委員)</p> | <p>H26 年度の国土強靱化基本法の交付に伴い、地域の防災拠点として災害廃棄物置場を計画しているところ。</p> <p>芝地にするなども検討しているが、現時点では正確な計画が固まっていないことから、道路・駐車場等として記載しているもの。</p>                         | 了解 |
| 22 | 変更届 P17 にあるピオトープはどのようなものを想定しているか。(佐野会長)                         | <p>現在、池がある地点を 1 m 程度の水位を残して環境整備する計画。</p> <p>また、別の場所の一部を自然のまま残して希少な動植物等を移植することを考えている。</p> <p>工事中等の事後調査等において希少な動植物が発見された場合も移植等を行い、事後調査結果として報告したい。</p> | 了解 |
| 23 | <p>希少な動植物については、目立たないものもあると思うので、綿密に事後調査を行っていただきたい。(佐野会長)</p>     | 事後調査においても現況調査時と同様に学識経験者等の意見を考慮のうえ、動植物を専門とする調査員を配置し、調査精度の確保に努めるなど、綿密な事後調査を行う計画。  | 了解 |

#### 【水質・地下水・動植物等】

|    |   |   |    |
|----|---|---|----|
| 24 | <p>評価書 P7-189, 7-190</p> <p>水質については「～の内容を勘案して予測した」の記載にとどまっており、具体的な予測手法が不明であるが、これは水質はあまり問題とならないという認識でよいのか。(梶川委員)</p> | <p>水質関連の予測に関しては、工事中、供用時における事業計画や対策の内容を評価書において具体的に明らかにすることにより定性的な予測評価を実施。(評価書本編 P2-19、2-23、2-28、7-190)</p> <p>この度の環境影響評価では、水質汚濁防止の観点については、数理解析モデル等を適用せずとも、</p> | 了解 |
|----|---|---|----|

|    |  |  |    |
|----|--|--|----|
|    |  | 上記により環境影響に十分配慮した計画と評価できるものと考えている。  |    |
| 25 | 変更届では水質について触れられていなかったが、工事で出る濁水や施設稼働後の排水については、適切に処理されるのでストーカ方式に決定しても予測に変更はないという理解でよいか。(作野委員)  | ご指摘のとおり、処理方式決定により工事中の濁水、供用中の排水の処理計画に変更はなく、水質等についても評価書と比較して変化はないと見込まれることから、この度の変更届けには記載しなかった。   | 了解 |
| 26 | 評価書 P10-4～10-6「施設供用時における事後調査の項目及び方法」において地下水のモニタリングは供用時年 1 回以上とあるが、施設共用終了後もある程度の期間は続ける計画か。<br>地下水は流れが遅いため影響が現れるのに時間がかかると思われるが。(梶川委員)                    | 地下水のモニタリングは環境影響評価の事後調査に位置付けるものに加え自主的なモニタリング調査を毎年 1 回実施する計画としている。<br>(評価書本編 P10-4)<br>供用終了後(施設閉鎖後)のモニタリングについては地元協議会(仮称)等と協議・検討を行う計画   | 了解 |
| 27 | 地下水流動解析を行い、処理施設からみて流下方向の地下水をモニタリングすべきではないか。<br>評価書には、地下水流動について全く記載がないが、どのような考えでこのような内容となっているか説明してほしい。(中村委員)  | 本事業では水質防止対策として、堅固な構造を確保のうえ地下浸透を防止する計画としていることから、地下水については環境影響評価項目として選定しなかったもの。(評価書本編 P2-19、P6-4、P6-6)<br>なお、供用時の地下水のモニタリングは環境影響評価の事後調査に位置付けるものに加え自主的なモニタリング調査を毎年 1 回実施する計画としており、また施設直下流の地下水の自主的なモニタリング調査も予定。直下流の調査位置についてはプラントメーカー決定後の詳細設計において検討する。 | 了解 |
| 28 | 生物調査でイシガイの生息が確認されているが、イシガイの生息場所の付近で絶滅危惧種のタナゴ類が生息することが多い。<br>この水域でタナゴ類は見られなかったか。<br>なお、調査時期・頻度により発見しにくいことも考えられるが、タナゴの産卵期にイシガイ生息地の付近で魚類の調査はされているか。(山口委員) | イシガイが確認された地点における絶滅危惧種であるタナゴ類の生息状況については、その産卵期(春期～夏季)に魚類調査のなかで確認を行っているが、ご指摘のあった絶滅危惧種であるタナゴ類は確認されていない。  | 了解 |

### 【その他】

|    |  |  |    |
|----|--|--|----|
| 29 | 環境要素として「浮遊粉じん」あるいは「浮遊粒子状物質」となっているが、PM2.5 についての予測評価は行わないのか。<br>現在の環境特性、また供用後の一般住民に公表するデータでは PM2.5 の値を出してはどうか。<br>(大西委員) | 現在、PM2.5 は煙突排ガスの規制基準が定められておらず、今後の法令整備の状況等を踏まえて対応していきたい。<br>また、PM2.5 の予測等については、現在国で手法の検討がなされているが、予測については確立された手法がないため、この度は予測評価から除外している。<br>今後、最新の知見を取り入れて対応していきたい。 | 了解 |
| 30 | 変更届 P10 でごみの発生量は平成 29 年度の値を記載されているが、実際の供用はもう少し後になると思われる。この値のままで良いか。(梶川委員)  | ごみ量は微減傾向にあるものの、振れ幅があるため、この値で問題ない。  | 了解 |
| 31 | 地元から建設差止め請求訴訟などがあったようだが、その地域の方々からアセス条例に規定される意見聴取などで意見の提出などはあったか。(山口委員)   | 条例手続での説明会や意見聴取、評価書作成後も多くの意見をいただいている。<br>また、アセス手続に限らず、反対集落をはじめ  | 了解 |

|  |  |                                    |  |
|--|--|------------------------------------|--|
|  |  | たくさんの方から意見をいただいているが、その都度丁寧に対応している。 |  |
|--|--|------------------------------------|--|

【変更届・評価書本編の記載内容に関する指摘・確認】

|              |   |  |         |
|--------------|---|--|---------|
| 32           | 変更届 P23 で図 2-2.8 が削除されており、以降の番号がずれると思うが、対応されると言うことで良いか。<br>(角野委員)   | ※事務局回答<br>両委員のご指摘を踏まえ、図については削除したうえで、新旧評価書の比較検証の観点から番号がずれないように、また図が削除されたことが明確となるよう「図 2-2.8 削除」などの記載により変更届を修正するよう事業者と調整した。<br>【差替え：P23】  | 了解      |
| 33           | 評価書 P2-15 (変更届 P23) 図 2-2.8<br>審査会において、角野委員からの番号削除について提案があったが、新旧の評価書を比較検証する観点からは、同じ図面は同じ番号である方がわかりやすいとも思えるので、事務局で再度検討されたい。<br>(岡本副会長)                   |  | 了解      |
| 34           | 評価書 P2-14 「2. 計画施設の概要」<br>ストーカ方式を採用したなら、記述を変更すべきではないか。(岡本副会長)   | ご指摘を踏まえて変更届を追記・差込みする<br>【差替え：P21-①、P21-②】  | 了解      |
| 35           | 評価書 P3-42 図 3-1.23 「大気質調査地点位置図」<br>地点①、②、③について、地点名を併記した方がわかりやすいのではないかと。(岡本副会長)  | 御意見を踏まえ、評価書最終版に反映する。   | 了解      |
| 36           | 評価書 P6-8 表 6-4.1 「焼却方式別予測評価の実施状況」<br>ストーカ方式を採用したのならば、「焼却方式別予測評価の実施状況」が入るのはおかしいのではないかと。(岡本副会長)   | ご指摘を踏まえて変更届に追加・差込みする。<br>【差込み：P52-①, P52-②】  | 了解      |
| 37           | 評価書 P7-68 c. 予測条件 (a) 煙突排ガスの諸元<br>ストーカ方式を採用したのならば、「3 方式の諸元について予測を行った」というのはおかしいのではないかと。<br>また、排ガス等の諸元も 240t/日で予測すべきではないかと。(岡本副会長)                        | ご指摘を踏まえて変更届に追加・差込みする。<br>【差込み：P89-①, P89-②】<br>なお、現時点において処理能力 240t/日とする詳細な諸元の設定が困難であることから、既存の処理能力 270t/日における諸元を基に定性的に環境影響が低減する旨の考察・評価を行い、その内容を平成 26 年 3 月に第 2 回変更届けと併せて県に報告している。<br>詳細な諸元に基づく検証は評価書最終版に記載予定。 | 了解      |
| 38<br> <br>1 | 上記と同部分 (評価書 P7-68 c. 予測条件 (a) 煙突排ガスの諸元)<br>変更届け P53 ではストーカ方式と比較してストーカ+灰溶融方式の方が排ガス量が多い旨記載されているが、表 7-1-1.65 ではストーカ+灰溶融の方が排ガス量が少ないように見えるので、説明を求めると。(岡本副会長) | ご指摘の変更届 P53 の表中「大気質 施設の稼働 (煙突排ガス)」の項における記載は「排ガスの“量”」ではなく、「排ガスの“影響”」が正しい記載であるので、変更届を修正、差替えする。<br>また、P54 の表中「悪臭 煙突排ガス」、「土壌 施設の稼働」においても同様の記載があるので、併せて修正する。  | ⇒38-2 へ |
| 38<br> <br>2 | “量”を“影響”と修正するだけでは表現が漠然としているように思われるので記載を再検討してはどうか。<br>(岡本副会長)  | ご指摘を踏まえ、書きぶりを修正し、差替えする。<br>【差替え：P53～55’】   | 了解      |
| 39           | P7-71, P7-73<br>「大気安定時不安定時」及び「設置逆転層崩壊時」の「短期平均濃度予測」において、「排ガス諸元は、長期平均濃度の予測と同様とした」とあるのは、ストーカ方式を採用した予測と考えて良いかと<br>(岡本副会長)                                   | ストーカ方式を採用した値である。   | 了解      |

|              |  |   |        |
|--------------|--|---|--------|
| 40           | <p>評価書 P7-76</p> <p>「他の処理方式の結果は資料編（資料2-6）示す」とあるが、どこに記載されているか。</p> <p>（岡本副会長）</p>   | <p>※事務局回答</p> <p>これまで新規委員の皆様には各資料と併せて量が膨大になることから資料編の送付は行わず事業者が公開するホームページのご案内にとどめていたが、この度のご指摘を踏まえ、資料編を改めて新規委員の皆様にご配布する。</p>  | 了解     |
| 41<br> <br>1 | <p>評価書 P7-110、P7-120、P7-141、P7-149</p> <p>（建設・施設稼働の騒音・振動）</p> <p>ストーカ+灰溶融方式の内容で予測しているように思われるが、ストーカ方式を採用した結果、以前より環境に対する影響が軽減することになったことを明記すべきではないか。</p> <p>例えば、P7-123 表 7-1-2.22、P7-150 表 7-1-3-20 の主要な設備機器の中に、溶融炉誘因送風機が含まれている。（岡本副会長）</p> | <p>建設機械稼働による騒音振動の影響は建物ボリュームが減少することにより定性的な評価として影響が減少することが見込まれる。</p> <p>また、ご指摘の通り、施設稼働に伴う騒音・振動の発生についても、ストーカ方式の採用により一部設備機器が無くなることにより影響軽減が見込まれるが、今後プラントメーカー決定等により、具体的な導入機器や配置等が明らかになった時点で改めて検証を行い、その結果を評価書最終版に反映する。</p> | ⇒41-2へ |
| 41<br> <br>2 | <p>評価書 P7-123 及び 7-150 にストーカ+灰溶融方式のケースでの内容である事を追記し、変更届を差し替えてはどうか。（岡本副会長）</p>   | <p>ご指摘を踏まえ、変更届を修正・差替えする</p> <p>【差替え：P143-①, P143-②, P165-①, P165-②】</p>   | 了解     |
| 42           | <p>評価書 P7-161 b.予測条件 (a) 排出諸元</p> <p>表 7-1-1.65 の諸元差替えにより、以前より環境に対する影響が軽減することを明記すべきではないか。</p> <p>また、これに伴い P7-163 の「ア. 計画施設の稼働に伴う臭気の影響」の記述に変更はないか。</p> <p>（岡本副会長）</p>   | <p>本項目についても、既存の諸元を基に定性的な予測評価を行ったものであり、これについても今後プラントメーカー決定後に改めて詳細な諸元に基づく予測評価を実施し、評価書最終版に記載予定。</p> <p>なお、現時点でご指摘のページの記述に変更はない。</p>  | 了解     |
| 43           | <p>評価書 P7-203 カ. 予測結果</p> <p>「煙突排ガスによる土壌のダイオキシン類濃度に係る環境予測結果」については、ストーカ方式を採用した値となっているか。（岡本副会長）</p>  | <p>ストーカ方式を採用した値を記載。</p> <p>なお、本項目についても今後プラントメーカー決定後に改めて詳細な諸元に基づく予測評価を実施し、評価書最終版に記載予定。</p>   | 了解     |
| 44           | <p>変更届け P53~55</p> <p>各項目でストーカ方式の採用により環境影響が低減される旨の記載があるが、内容が評価書に反映されているか確認されたい。（岡本副会長）</p>   | <p>確認したところ、工事中に発生する廃棄物発生量について、ストーカ方式の採用により環境影響が低減される旨の変更が漏れていたため、変更届を修正・差替え及び追記・差込みする。</p> <p>【差替え：P186, 187、差込み：P183-①~④】</p> <p>また、その他の項目についても確認したが、評価書に反映すべき記載は無かった。</p>   | 了解     |
| 45           | <p>評価書 第7章はページ数が膨大かつ複雑に枝番号が振られており読みづらいため、7章の中表紙の次ページに全体の構成を示すページ番号等を記載してはどうか。（岡本副会長）</p>   | <p>ご指摘を踏まえ、評価書最終版の作成時に記載する。</p>   | 了解     |
| 46           | <p>変更届 P53~55 は環境影響の変化の見込みについての重要なまとめと考えるが、評価書の構成が複雑で読みづらいため、評価書で検証内容が確認できるページを「対応」の欄等に記入するなどしてはどうか。（岡本副会長）</p>  | <p>ご指摘を踏まえ、該当表を修正・差替えする。</p> <p>【差替え：P53~55】</p>  | 了解     |
| 47           | <p>変更届 P57 の「自動車交通量等の状況については、…自主的な交通量調査を実施したものである。」の文書は評価書の何ページに反映されているか示してほしい。（岡本副会長）</p>   | <p>この度の変更反映版評価書には記載が漏れていたため、評価書最終版において記載する。</p> <p>なお、当該記述が自動車交通量等調査に係る調査期間に関するものであることが明確となるよう、変更届の記載位置を修正・差替えする。</p> <p>【差替え：P57】</p>  | 了解     |